

藤沢市立石川小学校 いじめ防止対策基本方針

石川小学校では、児童一人ひとりが楽しく豊かな学校生活を過ごすために、いじめ防止対策基本方針（以下「いじめ基本方針」）を策定しました。

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの定義

いじめとは、「児童が、同じ学校に通っている等の一定の人的関係のある他の児童に対して、心理的な又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。

また、当該行為の対象となった児童がその行為に気づいていない場合でも、気づいたときに心身の苦痛を感じるものも、いじめに当たります。

いじめに当たるか否かは、当該行為の対象となった児童の立場に立って、その児童が心身の苦痛を感じているかによって判断します。

(2) いじめ防止に関する基本的な姿勢

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

学校教育目標 **友だちいっぱい 夢いっぱい にこにこバリバリ 汗いっぱい**のもと、**伝えあおう やさしい気持ち 自分の考え**を合言葉に、「自分も友だちも大切に」「いじめをしない」「いじめを放置しない」ことを、これまで同様に指導し、いじめの未然防止・早期発見・早期解決に全教職員で取り組みます。

(3) いじめの禁止

すべての児童が笑顔で通える学校にするために、どんな理由があっても、友だちをつらい気持ちにさせたり、傷つけたりするようなことをしてはいけません。

(4) 学校および教職員の責務

児童が安心して学習およびその他の活動ができるよう、保護者や地域、関係機関と連携をしながら、学校全体が組織としていじめの未然防止と早期発見に取り組みます。また、いじめが疑われる場合は迅速に対処するとともに、再発防止に努めます。

(5) 家庭との連携

児童一人ひとりの発達段階に応じた道徳観や規範意識を身につけさせ、「生命を尊ぶ心」や「人を思いやる気持ち」を育むためには学校教育だけでなく、家庭教育が重要といわれています。よって学校と家庭が共通の認識をもって連携し、いじめの未然防止に取り組みます。また、いじめ事案の対応にあたっては、いじめを受けた児童といじめを行った児童双方の保護者を支援し、家庭と連携しながら解決していきます。

(6) 地域との連携

いじめの未然防止には、子どもたちが多様な価値観を持つ大人と接する中で、学校以外の人間関係を形成し、大人たちから存在を認められることも重要です。本校は、石小会や地域の関係諸団体と連携して、地域社会で子どもたちを見守る体制を構築していきます。

2 いじめの防止等に関する内容

(1) いじめの未然防止のための取組

- ・児童の豊かな心を育み、生命を大切にすする心や、他人を思いやる心、善悪の判断などの規範意識等の道徳性を身につけるため、すべての教育活動を通じた道徳教育と体験活動等の充実を図ります。また、子どもの権利条約に基づいた人権教育の充実を図ります。
- ・全教職員が「いじめは決して許されない」という認識を持ち、校内研修や児童理解会議を通して、いじめの様態、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、職員間の共通理解を図ります。また、いじめの未然防止のための授業を実施するなどして、組織的に未然防止に取り組みます。
- ・すべての教育活動を通して、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会をすべての児童に提供し、児童が「認められている」「満たされている」という自己有用感を高められるように努めます。
- ・授業についていけない焦りや劣等感などが児童の過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にすした分かりやすい授業づくりを進め、学級や学年の人間関係を把握し、一人一人が活躍できる集団づくりを進めていきます。
- ・保護者、地域住民、その他関係者と連携を図りつつ、児童が自主的に行う「いじめ防止に関する児童会活動」に対し、支援を行います。
- ・インターネットを通じて発信される情報の特性をふまえ、インターネットトラブルを回避するべく、児童および保護者が効果的に対処できるよう、情報モラルについての啓発活動を行います。

(2) いじめの早期発見のための取組

- ・学校は、学級担任に限らず誰にでも(児童支援担当教諭や養護教諭、スクールカウンセラー等)、いじめについて相談できる体制をつくります。ご相談がありましたら、石川小学校(0466-86-2551)まで、お電話ください。
- ・児童は藤沢市子ども相談フォームを使って、「困っていること、不安や悩みがあること」「つらそうな子や嫌なことをされている子のこと」を学校に知らせることができます。

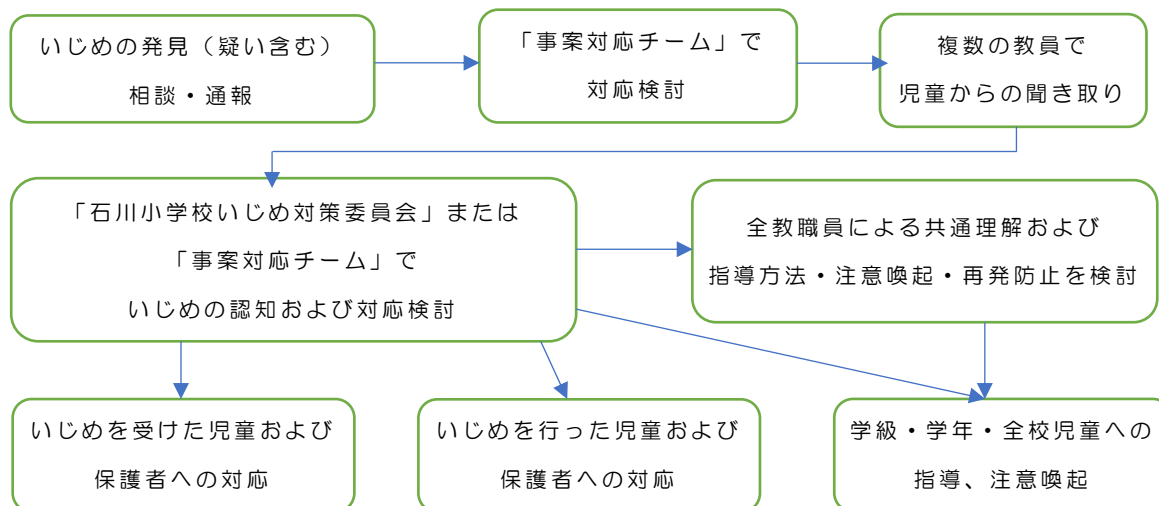
<学校以外の相談窓口>

- ・藤沢市いじめ相談ホットライン 0466-25-2500(月～金 9～17時)
- ・24時間子どもSOSダイヤル 0120-0-78310、0466-81-8111(365日 24時間)
- ・藤沢市いじめ相談メール
(藤沢市子ども相談フォームや藤沢市教育委員会のホームページから、藤沢市いじめ相談メールの画面に移動できます。)

(3) いじめの早期解決のための取組

- ・教職員がいじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めます。その際、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保します。
 - ・いじめの発見(疑い含む)・相談・通報を受けた教職員は一人で抱え込まずに、ただちに石川小学校いじめ対策委員会(または事案対応チーム)と情報を共有し、速やかに学校としていじめの有無の確認を行います。
 - ・いじめの事実が確認された場合は、いじめを受けた児童・保護者に対する支援を迅速かつ継続的に行います。同時に、いじめを行った児童への指導及び支援と、その保護者への助言も継続的に行います。
 - ・各教職員は、いじめに係る情報を適切に記録します。
- ※必要に応じて、藤沢市教育委員会と連携していきます。

【いじめの早期解決のための対応手順】



「事案対応チーム」は、校長・教頭・該当学年教員・養護教諭・児童支援担当教諭で構成します。いじめの発見(疑い含む)・相談・通報を受けた教職員は、「事案対応チーム」に報告します。「報告窓口」は児童支援担当教諭になります。

3 「石川小学校いじめ対策委員会」の設置

いじめ防止対策推進法第22条に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見およびいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、「石川小学校いじめ対策委員会」を設置します。

(1) 「石川小学校いじめ対策委員会」の構成

石川小学校児童支援部の機能を拡大し、校長、教頭、児童支援担当教諭、いじめ防止担当者、養護教諭、各学年児童支援部担当者、教育相談コーディネーター、スクールカウンセラーで構成します。

※さらに検討事項や事案内容に応じて、依頼可能な第三者の参加を柔軟に検討します。

(2)活動内容

いじめ問題に関する相談活動を行い、通報への対応をします。また、問題が発生した際には、その判断や情報収集を行い、対応を検討しながら活動を進めます。

いじめ防止等の取組内容や「いじめ基本方針」の修正等の検討も行います。

活動により、収集したいじめに係る情報を適切に記録します。

(3)会議の開催

- ・いじめ対策委員会は、月1回開催します。
- ・いじめと疑われる相談・通報があった場合には、緊急開催します。

4 重大事態への対処

児童の生命や心身等に重大な被害が生じた場合や、長期欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合、藤沢市教育委員会を通じて市長に報告をします。そして、藤沢市教育委員会と協議の上、「いじめ調査委員会」を設置します。

(1)「いじめ調査委員会」の構成

校長、教頭、児童支援担当教諭、いじめ防止担当者、養護教諭、児童支援部、教育相談コーディネーター、その他必要と認める者で構成します。

※事案内容によっては、藤沢市教育委員会と構成員を検討します。

※構成員については、専門的知識および経験を有する者等の第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するように努めます。

(2)活動内容

- ・重大事態のいじめ事案に関する調査を行います。
- ・調査で明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して、適切な方法で説明をします。
- ・藤沢市教育委員会へ調査結果の報告をします。
- ・調査結果の説明について、いじめを受けた児童またはその保護者が希望する場合は、所見をまとめた文書を添えて、調査結果の報告を提出します。
- ・活動により、収集したいじめに係る情報を適切に記録します。

5 その他

- ・本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置づけます。また、評価結果を踏まえ、いじめ防止等のための取組の改善を図ります。
- ・保護者や地域住民が「いじめ基本方針」の内容を容易に確認できるよう、学校ホームページへの掲載を行うとともに、その内容を各年度の開始時期に、児童・保護者・関係機関等に説明します。

【いじめの未然防止のための年間計画】

種別	取組	具体的内容	実施時期
相談活動	教育相談	学級担任または児童支援担当教諭等が必要に応じて一人ひとりの児童と面談を行う（随時）	通年
	個人面談	学級担任が保護者と面談を行う（年2回）	6～7月 11～12月
	SC等による面談	スクールカウンセラー等が必要に応じて、児童及び保護者と面談を行う（随時）	通年
調査活動	学校生活アンケート	悩みや困りごとをかかえる児童生徒の現状の把握と指導体制の見直しを図る目的で全児童対象に実施（市共通2回+学校1回）	9月（市） 6月または11月（学校） 1月（市）
	いじめ相談	藤沢市いじめ相談ホットライン及びメール、子ども相談フォーム等に相談した児童の情報を市教委と共有し迅速で適切な対応を行う	随時
防止・啓発活動	道徳科	いじめ防止に係る授業を各学年の年間計画に基づき実施 内容項目：「友情,信頼」「親切,思いやり」「公正,公平,社会正義」「よりよい学校生活,集団生活の充実」等	各学年の年間計画に基づく
	特別活動	各種行事を通して自分の能力を発揮し、互いを認め合う機会とすることで人権感覚や自己有用感を育む	
	いじめ防止対策基本方針	本校の『いじめ防止対策基本方針』を各家庭に配付	4月
	リーフレット等配布	『子どもをいじめから守る条例リーフレット（小1・小4対象）』、『いじめ防止リーフレット「ストップ！いじめ」（小4対象）』、『いじめ相談機関紹介カード（全児童対象）』、『長期休業中の過ごし方（全児童対象）』等各種リーフレットやカード・ポスター等を配付・掲示し、いじめ防止の啓発と相談機関等の周知を図る	通年
職員研修	児童理解会議	本校の児童支援体制やいじめ防止対策基本方針を踏まえ、児童についての情報共有、研修などを行う	毎月
	いじめ防止研修	いじめを未然に防ぐための研修を全教職員向けに実施する	9月～10月
	授業研修	校内研究の計画にも続き、全職員による授業力の向上を図る研修を行う	通年

2022年4月改訂